

長野県青少年サポーター設置要綱

(目的)

第1 次代を担う青少年が心身ともに健全にたくましく成長することは県民の願いである。「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立って、青少年の自主活動をサポートし、その活動を牽引する青少年活動の核となる人材として、青少年サポーターを置く。

(任務)

第2 青少年サポーターの任務は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

なお、活動に当たっては市町村及び長野県青少年育成県民会議・地方事務局と密接な連携を保つものとする。

- (1) 地域における青少年の実情を把握し、必要に応じ青少年育成関係機関・団体等と連絡調整を行い、情報の収集及び交換にあたること。
- (2) 青少年健全育成県民運動の普及を図るため、青少年育成関係機関・団体が行う諸行事に協力すること。
- (3) 地域ぐるみで青少年の社会参加活動の精神を醸成し、各地域における体制づくりに協力すること。
- (4) 社会環境の浄化を図る諸活動を行うこと。

(委嘱)

第3 青少年サポーターは、次の各号の一に該当する者の中から、長野県青少年育成県民会議会長が市町村長の推薦に基づき委嘱する。

ただし、長野県青少年育成県民会議会長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 青少年の健全育成に理解と熱意を有し、行動力のある者
- (2) 現に青少年育成機関・団体等において、青少年健全育成活動に従事している者
- (3) 国又は県が行った研修会に参加し、専門的知識を有するとともに熱意を有し、行動力のある者
- (4) 地方事務局と連携を密にするとともに、市町村における青少年対策の推進を積極的にサポートできる者

(市町村毎の委嘱人数の基準)

第4 青少年サポーターは、次の基準により市町村毎に市町村割及び世帯割の人数を委嘱するものとする。

- (1) 市町村割は、市にあつては10人、町村にあつては6人
- (2) 世帯割は、おおむね500世帯につき1人
- (3) 管内の地域バランスに考慮するものとする。

(委嘱期間)

第5 青少年サポーターの委嘱期間は2年とする。ただし、補欠・補充者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

- 2 青少年サポーターは再委嘱することができ、おおむね4期8年を限度とする。

(連絡会議)

第6 青少年サポーターは、その活動上の連絡、情報交換等を行い、円滑な活動を期するため、次の各号に掲げる青少年サポーター連絡協議会を組織するものとする。

- (1) 市町村青少年サポーター連絡協議会
- (2) 地方事務局青少年サポーター連絡協議会
- (3) 県青少年サポーター連絡協議会

(補則)

第7 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年8月10日から施行する。